

湧水町空家リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある空家・空地の有効利用を通じて本町への定住促進を図るため、湧水町空家・空地バンクに登録する物件のうち、賃貸借が決定した物件に対して、予算の範囲内において湧水町空家リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、湧水町補助金等交付規則（平成17年湧水町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）の所有者であること。
- (2) 入居予定者との賃貸借契約が締結されていること。
- (3) 入居予定者が、入居後湧水町内に居住するとともに住民登録を行うこと。
- (4) 町内に主たる事業所を有する施工業者を利用すること。
- (5) リフォーム後3年間以上、補助対象空家を湧水町空家・空地バンクに登録すること。
- (6) 親族間（3親等以内）の賃貸借ではないこと。
- (7) 町税等を未納していない者であること。

(補助対象空家)

第3条 補助対象空家は、湧水町空家・空地バンクに登録されている物件で、入居予定者が決定し賃貸借契約が締結された物件とする。

(補助対象工事等)

第4条 補助の対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、当該工事に要した費用が30万円以上で、別表に掲げるものとする。

- 2 空家を利用するための家財道具撤去及び処理については、撤去及び処理に要した費用が5万円以上であるものとする。
- 3 同条第1項に規定する当該費用は、総工事費から次に掲げる費用を除いて得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
 - (1) 移築、外構、車庫、倉庫、ガーデニングなどの工事
 - (2) 補助申請者が自前で行う工事
 - (3) エアコンなどの住宅設備機器類の設置工事
 - (4) カーテン、家具、調度品などの購入や設置工事
 - (5) 電話、インターネットなどの配線工事
 - (6) その他の補助事業により整備する工事

(7) 各号に掲げるもののほか、補助対象工事等として認められない費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表で定めた補助対象工事に要した費用に100分の30を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 空家を利用するための家財道具撤去及び処理については、撤去及び処理に要した費用に100分の50を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。

3 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、工事着手前に湧水町空家リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象空家の位置図

(2) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)

(3) 工事着手前の現況写真及び予定箇所の写真

(4) リフォーム内容が確認できる図面又は書類

(5) 補助対象空家の所有者を明らかにする書類(登記事項証明書、固定資産税課税台帳記載事項の証明書)

(6) 入居予定者を明らかにする書類(使用賃貸契約書、賃貸契約締結に関する同意書)

(7) 誓約書(様式第2号)

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された申請書等の審査により、補助金の交付の可否を決定し、湧水町空家リフォーム支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、補助対象者へ通知するものとする。

(補助回数)

第8条 補助金の交付回数は、同一物件につき1回限りとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、湧水町空家リフォーム支援事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(1) 施工業者の発行する住宅リフォーム工事完了証明書

- (2) 確認済証の写し（増築の場合など）
- (3) 工事代金請求明細書及び工事代金領収書の写し
- (4) 工事を行った補助対象住宅の現況及び工事施工実施箇所の写真
- (5) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類等

（補助金の確定）

第10条 町長は、補助金実績報告書の提出があったときは、当該実績に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助することが適当であると認めるときは、湧水町空家リフォーム支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により当該補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の際は、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助対象者は、前条の補助金確定通知を受けたときは、速やかに湧水町空家リフォーム支援事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助金を受けた者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の関与があった場合、理由に関わらず補助金の交付決定の全部を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条，第5条関係）

補助対象工事

	工事等	内容
1	屋根等の改修	瓦等の葺き替え・下地修繕，補修・仮設足場 瓦等の塗替え 防水改修（塗膜防水等）
2	外壁等の改修	外壁材の張替え・モルタル塗替え・下地修繕，補修 塗装塗替え・仮設足場 玄関廻りの段差解消・手すり等の設置
3	内部床等の改修	床の張替え・畳・シート張替え・下地板，根太等修繕，補修 屋内の段差解消・床の嵩上げ等の改修，修繕 フローリング化・畳（床板）から床板（畳）などへ張替え 床の断熱改修
4	内部天井・壁等の改修	天井材の張替え，下地補修・天井塗装の塗替え 壁材の張替え，下地補修・塗壁，壁紙，合板張替え等の模様替え 内外建具，ガラスの取替え及び設置 天井，壁の断熱改修
5	廊下・階段等の改修	廊下・階段の拡幅等改修 手すり等の改修・設置 階段昇降機の設置・改修
6	居室等の増改築，間取りの変更等の改修	居室等の改修に伴う増築，改築 台所の改修，模様替え 便所・浴室・洗面所等の改修，模様替え 便器，風呂釜，浴槽，洗面台，システムキッチンの取替え
7	電気・給排水の設備	上記1～6までの工事に関連する電気・給排水工事 火災防止のための老朽化した電気配線及びコンセント取替え
8	上記以外の改修	その他，特に町長が認める工事